

資料

I
研究報告要旨
(二〇一五年一月一日)

(1) 第一部会

ア 非営利団体財産に対する離脱者の権利

立教大学准教授 山口 敬介

本報告は、非営利団体の構成員の一部が団体から離脱する場合、つまり、従前構成員全体で行っていた団体としての活動をやめる場合の団体財産の帰趨に関する規律を対象とする。

構成員の団体からの離脱としては、例えば脱退と解散があるところ、日本法においては伝統的に次のような考え方が採られてきた。非営利団体が法人格を取得して公益法人となる場合、あるいは、法人格を持たない団体が権利能力なき社团と性質決定される場合には、構成員は、脱退時に払戻しを受けず、解散時にも残余財産に対して当然には権利を有さない。もともと、このような規律の当否について、これまで学説・判例の関心が多く集められてきたわけではない。

しかし、近時の立法・学説・判例には、変化が見られる。例えば、いわゆる一般社団法人法において基金制度が導入された。学説では権利能力なき社团でも脱退時の払戻しを原則認めるべきとの主張が現れている。また、権利能力なき社团において構成員への払戻しを強行的に保障する判例もある。これらの事象は、現在、非営利団体財産に対して有する構成員の利益がいかなる場合にどのような保護に値するののかという問題について検討する意義があることを示している。

そこで、本報告では、日本の非営利団体に大きな影響を与えたドイツ法の考え方を検討し、さらに、ドイツ法・日本法と類似の法概念を用いながら独自の展開を見せる韓国法との比較考察を行う。韓国法では、権利能力なき社团について、一部の構成員が他の構成員から独立して類似の活動を継続する事象である団体の分裂や、団体財産の構成員への分配の可否・方法についての議論が盛んである。前者は、離脱者は団体を脱退し払戻しを全く受けないと評価することもできる事象について、離脱者の団体財産に対する権利を完全に否定してよいかを問う問題であり、後者は、構成員が持分をもたないといわれる権利能力なき社团において構成員が団体財産の分配についていかなる主張をなしかを問う問題であって、いずれも非営利団体財産に対する構成員の権利についての規律を再検討する材料になる。このような検討を通じて、団体財産をめぐる団体内部（現構成員間）の利害、さらには団体外部の者の利害がどのように調整されているのか、その調整のあり方に影響を与える考慮要素は何かを示したい。

参考文献

拙稿「非営利団体財産に対する離脱者の権利（二）」（七・未完）「法学協会雑誌」三一巻五号八九九頁、六号一一一四頁、七号二二二頁、八号一四三七頁、九号一六四一頁、一〇号一九二二頁（以上、二〇一四年）、一三二巻九号（二〇一五年刊行予定）

イ 共通錯誤の歴史的考察——ドイツ法における展開を中心に

立命館大学准教授 中谷 崇

表意者と相手方が同一の錯誤に陥っていたという共通錯誤の場合に、一般に、民法九五条（以下、「九五条」という）が適用されるが、同条ただし書は適用されない、と理解されているその理由は、九五条ただし書にいう重過失要件は、一方錯誤の場合に表示を信頼した相手方を保護するための制度であるが、共通錯誤の場合には、相手方も錯誤に陥っていたのだから、相手方を保護する必要がない、と説明されている。また、同様の理解をする裁判例も見られる。つまり、共通錯誤は九五条の射程であるが、同条ただし書は適用されないということになる。しかしながら、このような理解には疑問なしとしない。

第一に、九五条本文は適用するが、同条ただし書が適用されないというのは、そもそも九五条が共通錯誤の問題に相応しくないということではなからうか。

第二に、九五条は、起草趣旨からしても、一方当事者の意思表示における意思の欠缺を規律したものであり、共通錯誤は対象としたものではない。ところで、近時の「判例」や多くの学説は、動機に関する誤りにも九五条が適用されると考える。この観点では、およそ、相手方の態様または当事者間で法的な合意と評価できるような取り決めや当事者に共通の前提事情が無効の判断に際して考慮されている。この意味では、共通錯誤（特に共通の動機錯誤）も動機の誤りに関する錯誤として九五条の適用対象となり得る。しかし、右に述べた事情を九五条の適用に際して考慮することは条文解釈の点で困難を伴う。起草趣旨からも体系上も九五条本文は相手方の事情または相手方との関連性を考慮する条文ではありえないからである。従って、九五条の射程を厳格に解釈し、共通錯誤に関しては率直に条文の欠缺を認め、他の法理論ないし法規範による解決を探究することが望ましい。この観点からは、従来必ずしも十分に論じられてこなかったと思われる。

第三に、九五条が適用された場合、その法律効果は、意思表示の有効または無効のどちらかに確定するものであるが、果たしてそれが妥当であろうか。特に共通の動機錯誤においては、双方の事情を考慮して、契約の改訂という柔軟な法律効果を認める方が望ましい場合もあると思われる。

本報告においては、このような問題意思を出立点として、九五条が範をとったドイツ民法においてこの共通錯誤の問題がどのように扱われてきたのかを歴史的に考察し、わが国への示唆を得たい。

参考文献

拙稿「双方錯誤の歴史的考察—ドイツ法の分析—」（二）（四・完）横浜国際経済法学一七卷一号一一九頁、一七卷二号一四九頁（以上、二〇〇八年）、一七卷三号二四三頁、一八卷一号八五頁（以上、二〇〇九年）、同「わが国における錯誤法の生成」駿河台法学二五卷二号二頁（二〇一一年）

ウ 将来債権譲渡の法的構造——フランス法から示唆を得て

早稲田大学准教授 白石 大

近年、企業が有する複数の債権を譲渡することによって金融を得る手法が、わが国の実務にも徐々に定着しつつある。新陳代謝を繰り返す売掛債権を担保に供して銀行から融資を得る集合（流動）債権譲渡担保や、将来にわたって継続的に発生が見込まれる債権を真正譲渡することによる債権流動化・証券化がその例である。これらの新たな金融手法は、将来発生する債権の譲渡が可能であることを前提とするものであるが、近時の最高裁判例は、将来債権譲渡の有効性を明確に承認し、さらに債権未発生段階で対抗要件を具備することも可能であるとしている。

しかし、このような判例法理の進展にもかかわらず、将来債権譲渡の法的構造に関しては、なおも不明確な点が多く残されている。一連の判例を受けて、学説では、譲渡された債権はいつ譲受人に移転するか（債権の移転時期）、対抗要件を債権未発生段階で備えることをいかに理論的に説明するか（対抗要件の構造）などの問題が論じられてきたが、議論は十分に熟したとはいえない。また、これらの問題は単に理論的な関心事であるにとどまらない。将来債権の譲渡後に付された譲渡禁止特約の対抗の可否、譲渡人の地位の変動（貸貸人たる地位の移転、事業譲渡、倒産など）に伴う将来債権譲渡の効力の限界など、実務上の困難な諸問題は、その解決のために将来債権譲渡の法的構造の理論的解明を要請している。

ここでわが国の債権譲渡制度の母法国であるフランスに目を転じると、債権譲渡がなされた後に譲渡人の倒産手続が開始した場合の譲渡対象債権の帰属に関して、将来債権は発生時にはじめて譲受人に移転することを前提とした議論が展開されてきた。また、フランスにおいても将来債権譲渡の対抗要件を債権未発生段階で備えることができるかとされているが、このことは「契約の対抗」の理論を用いることによって説明が可能であると考えられる。

本報告は、これらのフランス法の議論から示唆を得て、将来債権譲渡における「債権の移転時期」および「対抗要件の構造」を検討し、これを通じて将来債権譲渡の法的構造の解明を試みるとともに、前述した実務上の問題に対しても妥当な解釈を提示することをめざすものである。

参考文献

拙稿「フランスにおける将来債権譲渡と譲渡人の倒産手続との関係」比較法学四三巻二号六九頁（二〇〇九年）、同「将来債権譲渡の対抗要件の構造に関する試論」早稲田法学八九巻三号一三五頁（二〇一四年）

エ 契約の履行過程における債権者の責任

山口大学講師 小林友則

契約の履行過程においては、債務者のみで債務の履行を完了させることはできず、債権者の協力が必要とする場合が多い。この場合、債権者が必要な協力を行わなければ、債務の履行は完了せず、債務者は債務に拘束されたままとなり、様々な不利益を被る。このため、債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合に、契約当事者の法律関係がどのように規律されるかが問題となる。

日本では、とりわけ民法四一三条との関係で、債権者がどのような責任を負担するかが議論されてきた。そして学説では、民法四一三条に基づき債権者に法定の責任を負わせる一方で、信義則や契約の解釈により一定の場合に債権者の受領義務を認め、債務不履行責任を肯定する立場が広く認められるに至っている。

しかし、債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場合に債権者が負う責任の範囲は未だ必ずしも明らかではない。とりわけ、債務者の損害賠償請求権や契約解除権、履行請求権がどのような場合に認められるかが不明確である。また、この履行障害の場面を規律する諸制度、すなわち、四九二条、四一三条、そして四一五条が、相互にどのような関係にあるかについても見解が対立している。そして、この問題は今年国会に提出された民法の一部を改正する法律案においても解消には至っていない。

そこで本報告では、次の二つの視点から債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場面がどのように規律されるか検討する。

第一の視点は、債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場面を規律する制度が扱う対象が、契約という衣をまとった債権・債務であるという点である。近年有力に展開されている契約責任論が指摘するように、この履行障害の場面を規律するにあたっては契約との関係を考える必要があるとしても、同時に、この履行障害が「債権者側」の事情によるものであるという特性を債権・債務の観点から考慮する必要がある。

第二に、債権者側の事情で債務の履行プロセスが障害された場面を規律するドイツ法の視点を比較法の視点から考察する。とりわけ本報告では次の二点に着目して考察を行う。①この履行障害の場面を規律する諸制度は、それぞれ、この場面のどのような点に着目して、契約当事者のどのような関係を規律する制度なのか、そして、②それぞれの制度において債権者が責任を負うことがどのように正当化されるかという点である。

参考文献

拙稿「契約の履行過程における債権者の責任（一）」（五）——合意を基礎におく責任と合意とは異なる原理に基づく負担」名古屋大学法政論集二四六号一〇七頁、二四七号一一頁（以上、二〇二二年）、二四九号二一九頁（二〇一三年）、二六二号二六五頁、二六三号（九月刊行予定）（以上、二〇一五年）

オ 金銭の担保化の担保法的構造——敷金関係を中心に

日本大学教授 清水 恵 介

物的担保に関する法体系の中で、担保目的物としての金銭は、いかに処遇されるべきか。本報告は、この点を考察すべく、金銭を担保化する実例として、不動産賃貸借実務における敷金交付の慣行を採り上げ、従来、担保法領域における考察対象として扱われてこなかった敷金の法律関係そのものにつき、フランス法等に示唆を受けつつ、正面からの担保法的考察を加えることで、他の物的担保に類する担保法的構造が敷金関係にも内在することを明らかにしようとするものである。

そこで、まずは、考察の大前提として、金銭の担保化を担保法的に考察することの理論的可能性を確認する。なぜなら、その考察にあたっては、これまで、主として、①種類物担保の否定観、②占有Ⅱ所有構造による担保権設定の不可能性といった点が理論的な障害になっていたものと思われるため、これらの点にひとまず反駁しておく必要があるからである。

その上で、敷金関係を、「停止条件付返還債務を伴う金銭所有権の移転」などといった敷金返還請求権を主眼とする従来の法的構成から離れ、日本法における現実的な担保法的構成として、金銭を対象とする譲渡担保契約関係と捉えるべきこと（譲渡担保構成）を提唱したい。そして、その仮説の下で、より具体的には、敷金契約の性質決定、敷引特約の有効性、敷金返還請求権の法的性質、敷金の当然充当、賃貸借契約当事者の交替に伴う敷金関係の承継などといった、これまで個別的に処理されてきた周知の論点を採り上げ、これらの論点に対する通説的理解を、譲渡担保構成から再検証する。さらには、担保法的考察から浮かび上がる論点として、被担保債権の範囲、当事者の担保価値維持義務、果実收取権の帰属、根担保の規制などといった担保法上の基本的諸問題についても、敷金関係を即して検討を加える。

以上の検討を通じ、不動産や金銭以外の動産、債権その他の財産権と並んで、金銭もまた、その特殊性を踏まえつつも、担保目的財産の一種として正面から捉えられるべきものであり、その受け皿となる譲渡担保法は、金銭上の担保権を規律するという新たな役割を担うべきであることを示したい。また、併せて、預貯金や供託金など、第三者に預託された金銭を担保化する法的仕組みについても、金銭上の担保権の法的処遇との関連性を視野に入れながら、その法的構造が究明されるべきものであることを、今後の課題として提示したい。

参考文献

拙稿「担保化された金銭の担保法的考察——敷金関係を中心に」日本法学八〇巻三号一〇三三頁（二〇一五年）、同「担保価値維持義務について」月刊民事法情報二五〇号二〇頁（二〇〇七年）、同「譲渡担保契約の性質決定」月刊民事法情報二八二号八六頁（二〇一〇年）。

(2) 第二部会

ア 無償契約債務者の責任構造——民法典における責任制限法理の一視座

大東文化大学専任講師 萩原基裕

これまでの契約責任論は、不履行に基づいて債権者に生じた損害を如何にして債務者に帰責すべきかを中心に論じてきた。他方で民法典には、債務者が一定の場面でその責任を免れることを規定する条文も置かれている。たとえば、不履行に債権者の過失も寄与していればこれを考慮して責任を免じ、または賠償額の減額が認められうるとされ(四一八条)、また、弁済の提供により債務者は債務不履行の責任を免れるとされている(四九二条)。そして契約自由の原則の枠内で、当事者があらかじめ一定の義務を免れる旨を約束し、帰責のための要件を厳格にすることで責任が生ずる場面を限定し、あるいは責任の効果について、たとえば損害賠償額の上限を取決めておくことも許される。こうした法律あるいは契約による責任制限という問題に関するこれまでの先行研究においては、上記のような場面ごとの検討や、個別論点に関わる検討が加えられてきた。

従来 of 債務不履行責任論が「債務者にどのような不履行につきいかなる根拠をもってどれだけの責任を負わせるか」という視点から「帰責」を重視した議論を展開してきた一方で、民法典において債務者の責任が減免される場面も想定されているとすれば、「債務者はどのような場合に何を根拠としてどれだけの責任を免れるのか」といった「免責」という視点からの議論も必要ではないだろうか。この点につき、わが国における基礎的理論的研究は十分であるように思われない。

そこで本報告では、民法典における責任制限法理を明らかにするための端緒として、無償契約債務者の責任構造を明らかにすることを試みる。民法典に規定されている無償契約類型には債務者の義務や責任を減免する趣旨の規定があるところ、こうした規定はドイツやフランスの民法典にも見られる。そして両国では、無償契約債務者の責任制限の根拠・射程に関する理論的蓄積がみられる。本報告では、日本におけるこれまでの無償契約責任論を踏まえた上で、両国の法理から示唆を得つつ無償契約債務者の責任構造を明らかにしたい。

本研究からは、債務者の責任が制限される場面は、義務レベル、要件レベル、そして効果レベルに分類可能であることが明らかとなる。また、各国の判例・学説では、義務レベルや要件レベルでの無償契約債務者の責任制限を志向する傾向が強いといえるが、効果レベル、とりわけ損害賠償範囲の制限に関わる理論的動向にも着目できる。

参考文献

拙稿「無償契約債務者の責任法理——民法典における責任制限法理の検討——」(一) (二・未完) 大東法学二二卷二号一—三頁 (二〇一四年)、二四卷二号二三頁 (二〇一五年)。

イ 不法行為法における被侵害権利・利益の意義——肖像権を手がかりとして

神奈川大学助教 遠藤 史 啓

わが国における肖像権侵害は、自己の容ぼう等を撮影されないこと、あるいは、撮影された写真をみだりに公表されないことについて法律上保護されるべき利益を認め、その上で、肖像に対する侵害行為がどのようなものであったのかを考慮して不法行為の成否判断をするという枠組みを採用していると考えられる（最判平成一七年一月一〇日民集五九卷九号二四二八頁）。このような判断構造については、ある程度確立されたものとなっている。しかし、ここでの容ぼう等についての権利ないし利益の内容それ自身が必ずしも明らかではなく、また、その判断枠組み自体が、不法行為法の領域において、どのような意義を有するかという点も明確ではないとの指摘も可能であろう。その結果、不法行為法上の保護については、その撮影行為や公表行為が違法であるかどうかという行為態様に即した基準しか示せていないのが現状であるように思われる。

以上の問題意識から、本報告では、このような不法行為法における肖像権侵害の問題につき、被侵害権利・利益の具体的な内容や、その保護根拠を検討することにより、その実質的な意義を明らかにすることを目的とする。

この点、フランス法では、この問題をフランス民法典九条によって解決を図っており、さらには、その性質として人格権性が指摘されることが多い。そのため、一見したところ、肖像権に絶対的な権利としての保護を与えているとの印象を受ける。ところが、フランス法においても、肖像権の権利としての独自性が正面から問われる状況が生じ、また、その性質についても、肖像の財産的利用を含め多様な議論が行われている。こうした不法行為法上の保護法益としての肖像についてのフランス法における議論を検討することは、手がかりの必ずしも多くないわが国における議論にとっても、有益な視点を提供するものだと見える。

以上の検討を通して、わが国における肖像権侵害の問題を検討すべき際に、考慮すべき観点を提示するとともに、不法行為法における権利・利益の意義につき、確認すべき視点を明らかにすることを試みる。

参考文献

遠藤史啓「不法行為法における権利・利益の意義——フランス法における肖像権の議論を手掛りに」神奈川法学四七卷三号一一九頁（二〇一四年）

ウ 中国法における契約締結上の過失責任法理に関する一考察

北陸大学准教授 胡 光輝

「契約締結上の過失責任」（以下では「c i c 責任」と略す）法理は、日本では、ドイツの議論に触発されて、学説の継受の結果として導入され、裁判例にも多大な影響を与えてきたが、民法では、契約締結過程に関する規律を置いていない。また、古くから学説上の対立があり、債権法改正における議論においても、その対立が反映されており、契約締結上の過失の類型のうち、「契約交渉の不当破棄」と「契約締結過程における情報提供義務」を明文化するように試案が作られているが、明文化に消極的な考えや反対意見が多く存在し、立法化を断念した。この問題を扱うことの難しさを物語っている。

翻って中国（中華人民共和国）法をみると、この理論は、一九九〇年代になってようやく導入され、議論されるようになった。当初の議論は、主に台湾の学者の研究を通してドイツの理論を紹介するに留まっており、学説も裁判例も積極的にこの問題を追及していなかった。その定義について、中国では、①当事者が契約を締結するために接触して交渉を行う過程において、当事者の一方が誠実信用の原則上要求される義務に違反して、相手方に損害（信賴利益）をもたらした場合に負わなければならない責任であるとしており、また、②契約が不成立、無効、取り消されあるいは追認されない場合は、当事者の一方がこれによって損害を受け、相手方当事者に故意・過失があるとき、相手方当事者が賠償しなければならない責任である等と解されている。この定義から見ても分かるように、日本などに比べると、その責任について極めて限定的にしか認めていない。

一九九九年契約法の制定をきっかけにようやくこの問題に関する議論が活発に行われるようになり、近年（二〇一〇年以後）、下級裁判所を中心に多くの裁判例が出されている。本報告は、中国法におけるc i c 責任についての学説・判例の展開などについて分析し、考察を行い、日本法への示唆を得ようとするものである。

参考文献

拙稿「中国における契約締結上の過失責任について」日本法学八〇巻三号三二九頁（二〇一五年）、同「契約締結上の過失責任事例」比較法学四八巻二号一六六頁（二〇一四年）。

エ 情報提供義務による契約当事者の信頼の保護——損害としての「高値取得」

山形大学准教授 小笠原 奈 菜

契約交渉過程において不適切な説明などがなされたことなどにより、当事者が望んだものとは異なった内容の契約が成立することがある。この際に、情報提供の相手方を保護するための手法としては、当該契約を解消する手法（契約解消型）、当該情報を契約内容へ取り込む手法（内容実現型）、損害賠償により相手方が信頼した内容を金銭的に実現する手法（金銭調整型）がありうる。

住居の購入、フランチャイズ契約、労働契約など、契約解消型では適切な解決を導き出せない類型がある。この類型において、契約関係を維持した上で、望んだものとは異なった契約を締結した当事者を保護する手法としては、内容実現型と金銭調整型が考えられる。内容実現型について、近時の学説では、契約解釈や表示責任による内容実現の法的効果を導き出すものがあるが、契約内容への取り込みに失敗した場合には、情報提供の相手方の信頼を保護できないこととなる。

本報告では、以上の問題意識から、ドイツ法を参考に、契約内容への取り込みに失敗した場合であっても情報提供の相手方の信頼を保護する手法を検討する。ドイツでは、契約締結上の過失の効果として、損害賠償レベルで相手方の信頼を保護する方法が判例・学説において示されている。具体的には、情報提供義務違反により情報提供の相手方が想定していなかった契約が成立した場合、情報提供義務者は契約締結上の過失責任に基づいて損害賠償責任を負う。その際に、相手方は契約の目的を想定していたよりも「高すぎて取得した」ことが前提となり、当該相手方の信頼を保護するために、義務違反と「高すぎて取得したことによる損害（高値取得損害）」との因果関係が推定されるといふ手法が採られる。すなわち、「高値取得損害」の賠償は、契約解釈などによる契約内容への取り込みができず、結果として情報提供の相手方の信頼が保護されない場合にも、「成立した契約によって保護されなかった被害者の正当な期待」の賠償として認められる。また、「高値取得損害」は信頼損害であるとされ、履行利益の賠償が認められない場合にも認められる。

ドイツ法との比較を行なうことにより、日本法において、契約内容への取り込みに失敗した場合であっても、情報提供義務を通じて契約当事者の信頼を保護する手法を構築する可能性を検討したい。

参考文献

拙稿「情報提供義務違反による損害賠償の範囲——ドイツにおける損害としての『高値取得』と減額規定の類推適用」山形大学紀要（社会科学）四五卷一―二二頁（二〇一四年）、同「情報提供義務による契約当事者の信頼の保護——損害としての『高値取得』」現代消費者法二三号六七頁（二〇一四年）。

(3) 第三部会

ア 集合的投資スキームにおける出資の払戻し

駒澤大学専任講師 三浦康平

集合的投資スキームにおいて、出資の払戻しは当該スキームの存続を危うくする場合がある。当該スキームの存続のためには、出資の払戻しを何らかの形で制限する必要がある。このような制限は、大別すると、法令による制限と契約（規約・約款等名称は問わない）による制限がある。また、その内容としては、事前的予防的な仕組み（払戻事由の制限、投資対象規制、流動資産保有規制、払戻しの事前通告制度、等）と事後的に機能する仕組み（現物分配、払戻しの事後的制限・延長・停止、等）を考慮することができる。集合的投資スキームの出資の払戻しに関するわが国の制度を大ざっぱに整理すると、当該スキームからの「脱退」を制限するという形で払戻しの事前的制限を当該スキームに係る法律に設けているものと、そのような法律による「脱退」規制は緩やかにして個別的な契約等による処理に委ねる形のものがあるといえる（前者の場合でも契約等による個別的制限は排除されない）。

本報告では、法令による事前的予防的な仕組みを中心に検討する。すなわち、法令による多様な予防的仕組みの可能性を探るといふ観点から、その利点・問題点について検討する。本報告では、米国の信託上の制度の一つである Common Trust Fund（以下、後の関連制度も含めて「CTF」といふ）における出資の払戻制限制度を紹介する。CTFはいわゆるレギュレーション9上の制度であり、現在はOCC（Office of Comptroller of the Currency）が監督官庁となっている。CTFにおける出資の払戻しに関しては、かつては予防的な仕組みが大きな存在感を有していたが、その後の社会経済状況の変化にあわせる形でOCCはこれを変更し、予防的な仕組みはかなり修正された。本報告では、こうしたCTF上の制度の変遷を素材として出資の払戻しの制限に関して法令による予防的な仕組みにどのような問題があるのかを述べる。「契約・事後的な仕組み」が中心になっているのが現状であるといえるが、上記の検討を通じて、なぜそのような現状となっているかを明らかにしたい。

参考文献

拙稿「Fiduciaryとしての銀行——Common Trust Fundにおける払戻しルールを中心に——」駒澤法学一三巻四号五五頁（二〇一四年）

イ 発行会社倒産時における投資者の債権の処遇——不実開示に係る損害賠償請求権の劣後化の是非

西南学院大学准教授 藤林大地

発行会社の不実開示によって損害を蒙った投資者（株主）は、金融商品取引法や民法に基づいて、発行会社に対して損害の賠償を請求することができる。では、発行会社の法的倒産手続（破産・特別清算・民事再生・会社更生）が開始された場合、同手続において投資者の損害賠償請求権は如何なる処遇を受けるべきであろうか。具体的には、一般債権として処遇すべきか、あるいは、一般債権に劣後する債権として処遇（劣後化）すべきかが問題となる。

我が国では、従来、発行会社の民事責任が追及されることは稀であり、同問題は理論的なものに留まっていた。しかし、平成一六年の証券取引法改正における二一条の二の導入によって民事責任の追及は容易となっており、また、投資者の損害賠償請求権の総額は巨額となる性質があるところ、その処遇は発行会社関係者等の利益に大きな影響を与えうる重要な問題として顕在化することになっている。

同問題に関しては、株主は債権者に劣後する存在であること、あるいは、株主も不法行為の被害者であることから結論を導こうとする議論も見られる。しかし、投資者の損害賠償請求権の処遇が発行会社関係者等の利益に大きな影響を与えうることに鑑みれば、次のような政策的観点からの検討が必要となるものと考えられる。すなわち、投資者の損害賠償請求権について、法的倒産手続において一般債権として処遇した場合および劣後債権として処遇した場合に、発行会社関係者あるいは社会全体に如何なる影響が生じるかをそれぞれ分析し、そのような影響の発生が公正性や効率性といった観点から妥当か否かを検討することが必要となると考えられる。

そこで本報告は、かかる検討を行うことを目的とする。そして、検討の素材としては、外国法を取り上げる。すなわち、アメリカは一九七八年の連邦倒産法改正において、また、カナダは二〇〇七年の連邦倒産諸法の改正において、投資者の損害賠償請求権の劣後化を規定している。さらに、オーストラリアは、劣後化を否定した二〇〇七年の連邦最高裁判決を変更する会社法改正を二〇一〇年に行っている。他方、イギリスでは、一九九八年の貴族院判決において劣後化が否定され、同判決が維持されている。このように、これらの国には投資者の損害賠償請求権の処遇に関して経験や議論の蓄積があるため、本報告では、それらを基に前述の検討を行い、我が国への示唆を導くことを試みる。

参考文献

拙稿「アメリカにおける株主等の損害賠償債権の会社倒産時の劣後化——連邦倒産法五二〇条(b)項の意義・再論——」同志社法学六六卷二五三頁（二〇一四年）、同「カナダにおける株主の損害賠償請求権等の会社倒産時の劣後化」同志社法学六七卷二五〇九頁（二〇一五年）、同「不実開示に対する発行会社等の民事責任の構造に関する一考察」同志社法学六三卷四号一三九頁（二〇一一年）。

ウ グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割

京都大学准教授 高橋陽一

近年、わが国の企業では、いわゆるグループ経営が広く行われている。それに伴い、企業不祥事も、子会社レベルにおいて、さらにはグループ内の複数の会社をまたいで生じることが増えている。他方、わが国の会社法は、伝統的に単体の会社を念頭に置いて定められてきたため、グループ経営に対する規律づけが不十分ではないかが問題とされるようになった。

このような事情を背景として、平成二十六年の会社法改正では、グループ経営に対する規律づけを強化する方向での法改正が行われた。とりわけ、長年の立法課題であった、多重代表訴訟制度が創設されたことが注目される。もともと、当該改正に際しての審議においては、同制度の創設の是非をめぐり、激しい意見の対立があったため、大幅に限定された形での制度創設となった。このことから、今回創設された同制度は、創設賛成派と反対派による一種の妥協の結果であるという見方もあり、真に望ましい制度内容については、引き続き検討していく必要がある。

また、会社法改正により企業集団における内部統制システム構築義務が法律上に明記されるなど、親会社取締役による子会社の監視・監督といった規律づけ手法も重視されるようになってきている。もともと、このような親会社取締役による子会社管理と多重代表訴訟制度とがどのような役割分担の関係にあるべきかについては、議論の蓄積が少ない。多重代表訴訟制度のあり方を考察するうえで、この問題も検討する必要がある。

さらに、会社法改正に際しての議論を通じて、多重代表訴訟制度をめぐる意見対立の根底には、代表訴訟制度一般に対する評価・理解についての対立があることも、浮かび上がってきた。とりわけ、濫用的な訴訟への対処が不十分ではないかが問題とされた。しかし、代表訴訟制度一般のレベルにおける制度改革は、今回の改正では正面から検討されておらず、今後の課題として残されている。

本報告では、アメリカ法の状況も参考としながら、代表訴訟制度一般における問題、および親会社取締役による子会社管理に関する問題を検討したうえで、グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度のあるべき位置づけ・役割について考察する。

参考文献

高橋陽一『多重代表訴訟制度のあり方——必要性と制度設計』（商事法務、二〇一五年）

エ 無過失責任における免責規定の適用要件に関する一考察

——災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆

長崎大学准教授 小林 寛

近時、海洋施設や陸上施設において爆発が起こり、油や放射性物質が海洋や土壤等に飛散・漏出するという環境災害事故が発生した。すなわち、アメリカ合衆国のメキシコ湾原油流出事故（二〇一〇年四月）およびわが国の福島第一原発事故（二〇一一年三月）である。わが国においては、同原発事故に伴って、人間の生存の基盤となる土壤環境や海洋環境等が放射性物質によって汚染され、広範囲にわたる多数の農業者や漁業者等に対して甚大な損害が発生した。このような被害者を救済するための責任制度の基礎には無過失責任主義があるが、同主義に基づく責任追及には限界があり、免責規定が適用される場合には責任当事者の責任は免ぜられる。いかなる場合に免責規定が適用されるのかということは被害者保護の限界を画する重要な論点である。

報告者は、前記事故のような災害時に発生する環境汚染に対する法的対応の在り方について、汚染された環境の浄化措置と被害者に対する損害賠償とに分けて研究を行ったことがあるところ、本報告は、このうち、私法上の責任たる損害賠償責任における免責規定の適用要件について考察を行うことを目的とするものである。すなわち、本報告は、無過失責任の根拠・制定経緯を明らかにしたうえで、災害時の環境汚染に適用されるわが国の無過失責任の立法例を明らかにする。そのうえで、このような立法例（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、鉱業法、船舶油濁損害賠償保障法および原子力損害賠償法等）において規定されている免責事由の内容を明らかにしたうえで、比較考察を行う。その際、免責事由に通底する「不可抗力」について検討を行う。国内法の検討を行った後に、アメリカ法からの示唆を受けるべく、無過失責任主義を採用しているアメリカ合衆国の立法例（水質浄化法、油濁法、包括的環境対応補償責任法および原子力法）の検討を行い、日本法との比較考察を行う。

災害時に環境汚染が発生した場合に最も重要なことは、被害者の保護が後退しないようにすることであると考える。それ故に、本報告では、アメリカ法および同判例法からの示唆を受けながら、私法上の免責規定の適用は厳格かつ限定的になされなければならないことを指摘する。

参考文献

- 拙稿「原子力損害賠償責任における免責規定の適用要件に関する考察」法律時報八五巻五号一〇三頁（二〇一三年）、同「無過失責任における免責規定の適用要件に関する一考察―災害時の環境汚染を素材としたアメリカ法からの示唆―」早稲田法学会誌六五巻一・二四九頁（二〇一四年）、同「アメリカ同時多発テロ事件（二〇〇一・九・一一）において包括的環境対応補償責任法の下での戦争行為免責が認められた事例」国際商事法務四三巻二号二七頁（二〇一五年）

資料

Ⅱ
ワークショップ資料
(二〇一五年一〇月一〇日)

A 責任能力と監督義務者責任

報告者 神戸大学教授 窪田 充見
司会者 東北大学教授 水野 紀子

監督義務者責任をめぐることは、認知症の高齢者が原因となった鉄道事故について、その家族の賠償責任を認めた第一審（名古屋地判平成二五年八月九日判時二二〇二号六八頁）、控訴審判決（名古屋高判平成二六年四月二四日判時二二三号二五頁）が大きく報道された。他方で、小学生が校庭でサッカーをしている際に飛び出したボールによる交通事故について、最高裁は、両親の監督義務者責任を認めた原判決を破棄し、その責任を否定している（最判平成二七年四月九日裁時一六二五号三頁）。これらは民法七一四条の監督義務者の責任のあり方が深刻な問題となっていることを示しているように思われる。さらに、現在では、特別法の改正等によって、そもそも誰が民法七一四条の法定の監督義務者であるのかという基本的な部分についてすら明確ではない状況が生じている。

こうした状況は、監督義務者責任についての解釈論的な問題を提起しているだけでなく、責任無能力による免責と監督義務者責任という制度設計のあり方自体を再検討する必要性を強く示唆している。本ワークショップでは、こうした問題を不法行為法、家族法の観点から検討し、制度設計に関する提案を行い、それをふまえて今後のあるべき制度設計を議論したいと考えている。

議論の前提となる報告においては、①責任能力についての従前の議論をふまえた責任能力制度の位置づけ、②責任無能力による免責と監督義務者の責任という制度設計についての比較法的な検討、③考えられる制度設計についての提案（複数の可能性の提案を含む）といった内容を扱う予定である。

参考文献

窪田充見「成年後見人等の責任——要保護者の不法行為に伴う成年後見人等の責任の検討を中心に」水野紀子Ⅱ窪田充見編集代表『財産管理の理論と実務』（日本加除出版、二〇一五年）所収、同「責任能力と監督義務者の責任——現行法制度の抱える問題と制度設計のあり方」現行不法行為法研究会編『別冊NBL 不法行為法の立法的課題』（商事法務、二〇一五年刊行予定）所収、水野紀子「精神障害者の家族の監督者責任」岩瀬徹Ⅱ中森喜彦Ⅱ西田典之編集代表『刑事法・医事法の新たな展開 下巻（町野朔先生古稀記念）』（信山社、二〇一四年）所収

B M & A 契約の検討——価格条項・表明保証条項を中心に

報告者 学習院大学准教授 星 明 男
司会者 東京大学教授 藤 田 友 敬

近時、たとえば表明保証条項に基づく契約当事者の補償責任のように、M & A 契約が裁判所で問題となるケースが少なくない。しかし、日本の裁判所にとつても、また一般の法律家にとつても、もともと欧米の実務で発達してきたM & A 契約の諸条項は、まだまだなじみのあるものとは言いがたい面がある。そこで本ワークショップでは、M & A 契約において用いられている特徴的な条項を取り上げ、その経済的な機能を分析し、その存在意義を確認したい。

本ワークショップがとりあげるM & A 契約は、株式の譲渡を通じて企業の支配権を移転させることを目的とする契約であり、組織法上の行為（組織再編や事業譲渡）は扱わない（M & A 契約の条項の意義を理解する上で、対比が必要な限りで組織再編に言及することはあり得る）。このようなM & A 契約に含まれる条項にはさまざまなものがあるが、本ワークショップでは、主として、①M & A 契約の存在意義、②アーンアウト条項等の売買価格に関する条項、③表明保証条項の三つのトピックを取り上げ、各々について経済的な機能を分析したい。たとえば、M & A 契約中の表明保証条項は、製品の売買契約に含まれる保証書のように、情報の偏在に対処としてのシグナリングとして捉えることができるか、そのように捉えた場合（あるいはそのように捉えない場合）、その合理的な内容はどうなるかといった点を、日本のM & A 契約実務における扱いや海外の実証研究を踏まえて検討することにしたい。

なお、このワークショップは、左に参考文献として掲げた連載を行っているグループによる研究成果の一端に基づくものであり、報告者に指名されていないメンバーも適宜の補足説明等を行う予定である。

参考文献

連載「M & A 契約研究会 第一回 総論／契約の当事者／対価」論究ジュリスト一四号二二〇頁（二〇一五年）、「M & A 契約研究会 第二回 表明保証」論究ジュリスト一五号（二〇一五年刊行予定）掲載予定。

資料

Ⅲ 拡大ワークショップ資料（二〇一五年一〇月一〇日）

福島原発事故賠償の法的課題——損害論を中心に

報告者	立命館大学教授	吉村良一
報告者	北海道大学教授	吉田邦彦
報告者	大阪市立大学教授	除本理史
報告者	弁護士	米倉勉
コメンテーター	立教大学名誉教授	淡路剛久
司会者	北海道大学教授	吉田邦彦

【趣旨】

周知のように、二〇一一年三月の福島原発爆発事故による放射線汚染の問題は、未曾有の環境破壊の事態となり、その救済をめぐる、様々な問題・課題を生んでいる。原子力損害賠償法原賠法一八条に基づく「原子力損害賠償紛争審査会」が今回の被害の賠償についての「中間指針」を策定し、また、「原子力損害賠償紛争解決センター」（原発ADR）による和解のあっせんも進められているが、他方では、東電や国の責任を追及する損害賠償訴訟も各地で提起され、その原告数は一万人を超えるといわれている。

この問題は法学に重大な問題を投げかけているが、特に、私法（民法）学の立場からは、福島原発事故の被害をどうとらえ、損害賠償のあり方をどう考えるか（損害論）が重要な課題の一つである。われわれは二〇一三年一月に研究会（「福島原発事故賠償問題研究会」）を立ち上げ、研究者・実務家の共同作業としてまた、法学にとどまらない学際的な議論を行ってきた（その内容については、法律時報二〇一四年四月号以降の連載や、後掲の書物参照）。今回のワークショップでは、損害論に重点を置きつつそれらの成果を報告し、会員の皆さんのご意見をうかがい、今後の研究に繋げていきたい。

【内容】*以下、論題はいずれも仮題

報告 1	企画の趣旨・総論（被害の特徴、 原発事故被害救済にかかわる法的課題の全体像）	吉村良一（立命館大学）
報告 2	各論 1 「自主的避難者（区域外避難者）」の救済	吉田邦彦（北海道大学）
報告 3	各論 2 「ふるさと喪失」損害	除本理史（大阪市立大学）
報告 4	各論 3 福島原発事故賠償訴訟の現状と課題	米倉 勉（弁護士）
コメント		淡路剛久（立教大学名誉教授）
司 会		吉田邦彦

【参考文献】

淡路剛久・除本理史・吉村良一編『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、二〇一五年）